

平成30年度事業報告

第1 法人の概要

1 設立年月日及び一般法人移行年月日

- (1) 設立年月日 昭和44年3月31日
- (2) 一般法人移行年月日 平成25年4月1日

2 定款に定める目的及び事業内容

本協会は、埼玉県内の道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るための事業を行い、もって、交通事故のない安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

事業内容は、前記目的を達成するための次の事業とする。

- (1) 交通安全の広報及び啓発事業
- (2) 交通事故防止を図るための交通安全教育事業
- (3) 交通事故等の相談事業
- (4) 交通安全教育指導員の育成事業
- (5) 交通関係功労者等の表彰事業
- (6) 地域交通安全ボランティア団体等の自主的活動の支援事業
- (7) 交通安全に係る各種の委託事業
- (8) 県民の交通安全意識の醸成及び行政手続きの利便性を図るための埼玉県収入証紙取扱事業
- (9) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

3 所管官庁に関する事項

埼玉県知事

4 主たる事務所・事業所・支所

- (1) 事務所 さいたま市浦和区高砂二丁目2番15号 埼玉県交通会館内
- (2) 事業所 鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センター
- (3) 支所 警察署毎に39支所

5 役員に関する事項（平成31年 3月31日）

(1) 理事

役 職	氏 名	常勤・非常勤	地 区 協 会 役 職
理事（会 長）	新井 弘治	非常勤	上尾地方交通安全協会会長
理事（副会長）	小川 伊七	非常勤	杉戸地区交通安全協会会長
理事（副会長）	大熊 清	非常勤	浦和東交通安全協会会長
理事（副会長）	鈴木 秀憲	非常勤	行田交通安全協会会長
理 事	岩田 淳	非常勤	吉川地区交通安全協会会長
理 事	瀬川 道男	非常勤	朝霞地区交通安全協会会長
理 事	新井 敏治	非常勤	東松山交通安全協会会長
理 事	牛山 孝儀	非常勤	新座市交通安全協会会長
理 事	武井 正	非常勤	幸手地方交通安全協会会長
理 事	忽滑谷徹雄	非常勤	東入間交通安全協会会長
理 事	金子 常雄	非常勤	羽生交通安全協会会長
専務理事	榎本 芳司	常 勤	事務統括
常務理事	石井 正則	常 勤	（兼）事務局長

(2) 監 事

役 職	氏 名	常勤・非常勤	地 区 協 会 役 職
監 事	細田 茂明	非常勤	鴻巣地区交通安全協会会長
監 事	小宮 彰	非常勤	岩槻・蓮田地区交通安全協会会長
監 事	石井 秀一	非常勤	所沢交通安全協会会長

第2 事業の概要

当協会は、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定に基づく埼玉県交通安全活動推進センターの活動と併せて、次の事業を積極的に推進した。

1 交通安全を推進するための各種事業の実施状況

(1) 各季節の交通安全運動の実施

① 春の全国交通安全運動（4月6日～4月15日）

各地区交通安全協会の協力のもと、子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止、自転車の安全利用の推進、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶、子供と高齢者の歩行中の交通事故防止を重点に、県内各地で延べ170回のキャンペーン、35回の交通安全教室、335回の街頭指導、339か所の道路環境の点検・整備等を実施した。

また、FM NACK 5から特番「セーフティドライブスペシャル」と題した3時間40分の生放送番組を実施したほか、テレビ埼玉、FM NACK 5、読売新聞、毎日新聞、朝日新聞、産経新聞、埼玉新聞、防災無線等を通じて、広く交通安全を呼びかけた。

県民の交通安全意識の高揚と交通事故防止を図るため、春の全国交通安全運動出発式、フリーアナウンサー加藤綾子さんの一日交通安全メッセンジャーの委嘱に協賛し、広く県民に交通安全を呼び掛けた。

また、一日交通安全メッセンジャーのフリーアナウンサー加藤綾子さんをモデルとした春の全国交通安全運動ポスター（4,000枚）を作成・配布し、運動の周知と県民の交通安全意識の高揚を図った。

② 夏の交通事故防止運動（7月15日～7月24日）

各地区交通安全協会の協力のもと、子供と高齢者の交通事故防止、自転車の安全利用の推進、飲酒運転の根絶及び路上寝込み等による交通事故防止を重点に、県内各地で延べ145回のキャンペーン、49回の交通安全教室、252回の街頭指導、3,953か所の道路環境の点検・整備等を実施した。

③ 秋の全国交通安全運動（9月21日～9月30日）

各地区交通安全協会の協力のもと、子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止、夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶、高齢者の交通事故防止を重点に、県内各地で延べ118回のキャンペーン、51回の交通安全教室、378回の街頭指導、733か所の道路環境の点検・整備等を実施した。

また、FM NACK 5から特番「セーフティドライブスペシャル」と題した3時間40分の生放送番組を実施したほか、読売新聞、毎日新聞、朝日新聞、産経新聞、

埼玉新聞、防災無線等を通じて、広く交通安全を呼びかけた。

県民の交通安全意識の高揚と交通事故防止を図るため、音楽グループけやき坂46のメンバーで本県出身の金村美玖さん、丹生明里さん、渡邊美穂さんの一日交通部長委嘱、さいたま新都心けやきひろばでの秋の交通安全キャンペーンに協賛し、広く県民に交通安全を呼び掛けた。また、同人をモデルとした秋の全国交通安全運動ポスター(4,000枚)及び同ポスターを基にデザインしたクリアファイル(40,000枚)を作成・配布し、運動の周知と県民の交通安全意識の高揚を図った。

④ 冬の交通事故防止運動(12月1日～12月14日)

各地区交通安全協会の協力のもと、子供と高齢者の交通事故防止、夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止、飲酒運転の根絶及び路上寝込み等による交通事故防止を重点に、県内各地で延べ169回のキャンペーン、39回の交通安全教室、418回の街頭指導、4,017か所の道路環境の点検・整備等を実施した。

(2) 通年の交通安全重点活動の実施

① 高齢者を交通事故から守る県民運動2018(通年)

高齢者を交通事故から守る気運の醸成、高齢者の交通安全意識を高める啓発活動、高齢者に対する参加・体験・実践型交通安全教育など、県民総ぐるみで高齢者の交通事故防止を推進した。

② 飲酒運転根絶及び路上寝込み等ゼロ県民運動2018(通年)

重大な交通事故に直結する極めて悪質・危険な犯罪である飲酒運転の徹底的な根絶を図る「飲酒運転根絶運動」及び「路上寝込みによる交通事故防止運動」を県民総ぐるみで推進した。

③ ぐるっと埼玉サイクルマナーアップ県民運動2018(通年)

県民総ぐるみで自転車利用者の交通ルールの遵守とマナー向上を図るため、自転車安全教室の開催、自転車運転免許証の交付等の活動を積極的に行い、自転車の交通事故防止を推進した。

④ ハンドルキーパー運動(通年)

仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人は酒を飲まずに、仲間を自宅まで送り、飲酒運転事故を防止する運動を推進した。

⑤ ゆとり車間距離「0102運動」(通年)

車間距離を「時間」に置き換えて、安全でゆとりある車間距離を保持しようとする運動を展開して、交通事故防止を推進した。

(3) 月別等の交通安全重点活動の実施

① 新入学(園)児の交通安全対策(4月、2～3月)

子供の特性や交通安全教育のポイント、大人が手本となる行動等を働きかけ、家

庭・学校・地域総ぐるみで新入学（園）児を交通事故から守る対策を推進した。

② 九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間（5月）

「自転車月間」を機に、九都県市では自転車マナー向上の取組みを効果的に実施するため、連携・協力してマナーアップ強化月間を推進した。

③ チャイルドシート・シートベルト着用促進運動（8月）

自動車乗車中の交通事故から身体を守るため、チャイルドシートの使用及びシートベルト（特に後部座席）の着用促進を図るとともに、交通安全意識の高揚を図ることを目的とした本運動を推進した。

④ 飲酒運転根絶運動（10月～12月）

運転者をはじめ飲食店関係者・利用者を含む多くの県民に対して、飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故の悲惨さを訴え、意識改革を進め飲酒運転を根絶する運動を推進した。

⑤ 夕暮れ時早めのライト点灯運動（10月～12月）

交通事故は、夕暮れ時から夜間の時間帯に多く発生する傾向があることから、自動車・バイク・自転車の夕暮れ時に早めのライト点灯をすることにより、歩行者の気づきや注意力を高めて交通事故を防止する運動を推進した。

(4) 交通安全広報・啓発活動の推進

① 埼玉県交通安全協会のホームページのトップページに新着情報を定期的に更新掲載したほか、交通安全協会の事業報告、各種活動等を積極的に公開し、交通安全協会についての理解を深めるとともに、より効果的な交通安全の広報啓発活動を行った（通年）。

② 交通安全意識高揚のため、ポスター、パンフレット、チラシ等の作成・配布や啓発品の配布を行うとともに、テレビ、FMラジオのスポット放送、新聞、埼玉県交通安全協会ホームページ等により広報を行った。また、電光広報塔、横断幕、事故写真パネル等の利用による広報を実施するとともに、機関紙「埼玉の交通」及び「セーフティードライブ」、「交通安全ロードマップ」等を発行した（通年）。

③ 高齢者の交通事故防止を図るため、県警の高齢者交通安全対策として行われた「高齢者交通安全声掛け隊」制度に協力した（通年）。

④ チャイルドシートの無料貸出し等を通じて、チャイルドシートの普及・啓発に努めた（通年）。

⑤ 自転車の交通事故防止を図るため、県の自転車レーン路面標示（ピクトグラム）事業に協力した（通年）。

⑥ 自転車の安全点検・整備と安全利用の普及を促進することによって自転車事故の防止を図ることを目的としたTSマークの普及を図った（通年）。

- ⑦ 中、高校生の自転車事故を防止するため、中学校、高等学校の生徒、教職員等を対象としたスケアード・ストレイト教育技法を用いた安全指導を後援し、教育現場における交通安全意識の高揚を図った（通年）。
- ⑧ 県警が推進する「子ども自転車免許制度」の拡充による児童の交通安全意識啓発に協力するとともに、子供自転車免許の教材として講習用テキストを購入・配布して自転車安全利用意識の向上を図った（通年）。
- ⑨ 二輪車運転者の受傷被害軽減対策として、プロテクター等の着用の普及促進を図った（随時）。
- ⑩ 春の全国交通安全運動の実施に伴い、バッグや自転車の荷台等に簡単に装着できるリストバンド型反射材（30,000個）を各種キャンペーン等で配布し、反射材の着用促進を図るとともに、薄暮及び夜間の歩行者及び自転車の事故防止を図った（4月）。
- ⑪ 自転車月間に合わせて、人気アニメ「クレヨンしんちゃん」のキャラクターを起用した自転車マナーリーフレット「ルールを守って 安全運転」（11万枚）を作成・配布し、自転車の正しい乗り方やマナーを周知する活動を推進した（5月）。
また、自転車月間中にイオンモール与野で開催された自転車用ヘルメット着用促進等自転車の安全利用を呼び掛けるサイクルマナーアップキャンペーンに協賛した（5月）。
- ⑫ 多発する高齢歩行者の薄暮時間帯からの交通事故防止を最重点とした運転者対策及び高齢歩行者対策「きらめき3H運動」の周知を図るため、啓発用ポスター（6,000枚）・チラシ（10万枚）を作成した（6月）。
- ⑬ 夏の交通事故防止運動に伴い、交通安全を意識付ける標語等を印刷した扇子（9,100個）を作成・配布し、子供と高齢者の歩行中の交通事故防止、自転車の安全利用の推進等を図った（7月）。
- ⑭ 高齢者の交通安全意識の高揚を図り、夜間の高齢歩行者の交通事故を防止するため、日本女子プロ野球球団「埼玉アストライア」と連携して同球団のマスコットの反射キーホルダーを作製（1,500個）し、敬老の日に同球団の試合が行われた球場等に訪れた高齢者等に対して配布した（9月）。
- ⑮ 反射材着用を促進し、高齢者の交通事故防止を図るため、お守り型反射材（15万個）を認知機能検査等の受験者に対して配布した（10月）。
- ⑯ 年末の交通事故抑止対策の一環として、FM NACK 5を通じ、交通安全啓発CMを放送し、交通安全意識の高揚を図った（9月、12月）。
- ⑰ 飲酒運転根絶気運の醸成を図るポスター（5,000枚）及びチラシ（50,000枚）を作成し、関係機関、酒類提供飲食店等での掲示や街頭啓発活動、交通安全教育等で

の活用により、飲酒運転の悪質性、危険性を訴えるとともに、ハンドルキーパー運動の普及啓発を図った（12月）。

- ⑱ 高齢者の交通安全対策として、裏面に交通安全メッセージを記載した反射リストバンド（10万本）を作成・配布し、高齢者の交通安全意識を効果的に高め、交通事故抑止を図った（12月）。
 - ⑲ 冬の交通事故防止運動に伴い、簡単に装着できる反射タスキ（14,000個）を各種啓発活動等で配布し、反射材の着用促進を積極的に図るとともに、交通安全思想の普及促進を図った（12月）。
 - ⑳ 県警察、関係団体と連携し、平成31年交通事故防止対策カレンダー（3,784部）、埼玉県交通事故ハザードマップ2019（31,000部）を作成し、関係先に配布した（1月、2月）。
 - ㉑ 交通ルールに不慣れな新入学（園）児を交通事故から守り、新入学（園）児に対する交通ルールとマナーの実践を習慣付けるため、広報啓発用ポスター（3,000枚）を作成した（2月）。
 - ㉒ 反射材が未だ十分に普及していない実態にあることから、年齢を問わず誰でも気軽に身に付けることができる反射材のデザインを募集する「反射材デザインコンテスト」に協力し、同コンテストのポスター（1,300枚）及びチラシ（122,000枚）を作成した（2月）。
 - ㉓ 高齢者、新入学園児等の歩行中の交通事故抑止を効果的に行うため、春の季節に合わせ、年齢層を問わず受け入れられる「桜」型の反射材（30,000個）を配布して着用を促進し、歩行者の交通事故抑止を図った（3月）。
 - ㉔ 自転車乗用中の交通事故死者数が増加していることから、自転車事故防止の啓発用チラシ（38,000枚）を作成、配布した（3月）。
 - ㉕ 平成31年以降も高齢歩行者の安全確保を最重点とした対策「きらめき3H運動」を引き続き推進することから、高齢者を中心とした幅広い層に親しみやすく、分かりやすく、そして交通安全意識の高揚が図れる同対策のポスター（10,000枚）とリーフレット（25万枚）を作成した（3月）。
 - ㉖ 埼玉県道路交通環境安全推進アドバイザー会議に参加し、道路交通環境の改善と交通安全対策の向上を図った（6月）。
- (5) 交通安全のための指導員等の育成
- ① 県警察の指導及び埼玉県二輪車普及安全協会（以下「二普協」という。）の協力を得て、二輪車の安全運転教育指導員を育成した（9月、11月）。
 - ② 自転車の交通事故防止を図るため、自転車安全教室を主宰する自転車安全教育指導員の育成を図った（2月）。

(6) 参加・体験・実践型をはじめとする交通安全教育の推進

- ① 県条例が定める「自転車安全利用の日」である毎月10日の活動を支援した（通年）。
- ② 交通安全教育指針に基づき、幼児から高齢者に至るまでのあらゆる世代を対象に、心の発達段階や道路交通への参加の態様に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進した（随時）。
- ③ 高齢者事故の防止を図るため、講習会の開催、チラシの作成、交通安全メッセージを記載した「反射リストバンド」等交通安全資器材の作成・配布等を行い、交通安全教育を積極的に推進した（随時）。
- ④ 飲酒状態の体験型講習会等の推進（随時）
- ⑤ 各地区交通安全協会、警察署、自転車安全教育指導員等と協力して小・中・高校、児童・生徒、高齢者等に対する自転車の安全な乗り方教室を開催し、これに助成した（随時）。
- ⑥ 自転車安全利用促進条例の自転車安全利用指導員等と協力した教育を推進した（随時）。
- ⑦ 県警察が推進する自転車マナー向上アドバイザー制度に協力し、自転車事故防止を図った（随時）。
- ⑧ 県警察及び二普協と連携して、二輪車安全運転講習及び原動機付自転車の安全運転講習を実施した（随時）。
- ⑨ 県警察、二普協が主催して運転免許センターにおいて開催した「2018グッドライダーミーティング埼玉」（5回、324人参加）に協賛し、二輪車事故の防止を推進した（随時）。
- ⑩ 地域交通安全活動推進委員協議会の研修や活動、地域における交通安全ボランティア団体等の自主的な活動を支援した（随時）。
- ⑪ 交通安全体験車や先進安全技術等が搭載された車両の乗車体験等の参加、体験、実践型の交通安全教育である「交通安全体験フェア2018」の実施に協力した（5月）。
- ⑫ 県教育委員会、県警察とともに、原動機付自転車で通学する高校生（10人）を対象に、「高等学校原動機付自転車マナーアップ講習会」を開催した（7月）。
- ⑬ 県教育委員会が主催した「高校生の自転車安全運転推進講習会」を後援して高校生の交通安全意識の向上を図った（7、8月）。
- ⑭ 警察庁が後援し、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）と一般財団法人全日本交通安全協会（以下「全安協」という。）が共催する参加体験型安全運転実技講習会「セーフティートレーニング埼玉」の開催を支援した（9月）。
- ⑮ 警察庁が後援し、JAFと全安協が共催する参加体験型安全運転実技講習会「シニアドライバーズスクール」の開催を支援した（1月）。

(7) 自転車の交通安全大会の開催

- ① 「第52回交通安全子供自転車埼玉県大会」を県内の小学校41チーム205人の児童の参加のもと熊谷スポーツ文化公園・彩の国くまがやドーム内体育館において開催し、自転車の安全運転の意識啓発に努めた。同大会では、本庄市立本庄東小学校が優勝した（6月）。
- ② 東京ビッグサイトで開催された「第53回交通安全子供自転車全国大会」に参加する交通安全子供自転車埼玉県大会優勝チーム（本庄市立本庄東小学校チーム）を支援した（8月）。
- ③ 「交通安全高齢者自転車大会」を県警察等と共催した（9月）。

(8) テクニカル・ライディングスクール2018の開催

二輪運転者の交通安全意識の高揚と安全運転技術の向上を図るため、「テクニカル・ライディングスクール2018」を受講者106人の参加のもと県警察運転免許センターにおいて開催した（6月）。

(9) 交通安全ポスター・作文の募集

- ① 小・中学校の児童・生徒の交通安全に対する関心と意識の高揚を図るとともに、これを広く活用して県民に交通事故防止を訴えることを目的として、県交対協の後援を受けて県教育委員会並びに県警察と共催し、各地区交通安全協会の協力のもと交通安全ポスター・作文の募集を行い、10,842点の応募を受けた（7～9月）。
- ② 応募作品は、一次審査を経た778点について、小学校低学年、小学校高学年、中学生の3部に分けて有識者による二次審査を実施し、ポスターの部では金賞3点、銀賞6点、銅賞9点及び佳作30点、作文の部では、金賞3点、銀賞6点、銅賞9点及び佳作30点の合計96点を選出した（10月）。
- ③ 優秀作品の表彰式を「浦和コルソ イベントホール」において開催するとともに、作品を県庁等に展示した（11月）。
- ④ 優秀作品を掲載した「交通安全ポスター・作文作品集」を発行した（11月）。
- ⑤ 優秀作品は、ホームページによる広報、県協会機関紙「埼玉の交通」へ掲載した（通年）。

(10) 各種大会等への協賛・参加

- ① 「春の全国交通安全運動」では、春の交通安全運動出発式、フリーアナウンサー加藤綾子さんの一日交通安全メッセンジャーの委嘱に協賛した（4月）。「秋の全国交通安全運動」では、音楽グループけやき坂46のメンバーで本県出身の金村美玖さん、丹生明里さん、渡邊美穂さんの一日交通部長委嘱式、秋の交通安全キャンペーン（さいたま新都心けやきひろば）に協賛した（9月）。「冬の交通事故防止運動」では、冬の交通事故防止運動出発式（県庁本庁舎南側駐車場）を共催した（11月）。

- ② 県警察が主催した「第18回交通安全教育技能コンクール県大会」を共催し、交通安全教育技能の向上を図った(4月)。
 - ③ 埼玉交通安全フェア実行委員会が主催した「埼玉交通安全フェア2018inイオンレイクタウンmori」及び「埼玉交通安全フェア2018inイオンモール与野」に協賛した(11月、12月)。
 - ④ 交通教育センターレインボー埼玉等が主催した「2018トラフィック・セーフティ・フォーラムin埼玉」を県警察等とともに後援し、「交通安全を考える」フォーラム(埼玉会館小ホール)に参加した(11月)。
- (11) 交通事故相談(通年)
- 県安協の事業と併せて、嘱託弁護士による無料交通事故相談を月2回実施するとともに、当協会専門職員による無料交通事故相談には常時対応して、115件の相談に応じた(通年)。
- (12) 関係機関、団体の行う交通安全行事等に対する協力
- 交通安全を推進する機関、団体が行う各種交通安全行事に協力した(通年)ほか、次の総会等に出席し、連携を図った。
- 社会を明るくする運動埼玉県推進委員会(4月)
 - 埼玉県防犯のまちづくり推進会議総会(5月)
 - 埼玉県二輪車安全運転推進委員会(5月)
 - 優良安全運転管理者等表彰式(5月)
 - 埼玉県交通安全母の会総会(5月)
 - 埼玉県交通安全対策協議会委員会(5月)
 - 埼玉県自転車軽自動車商協同組合総会(5月)
 - 埼玉県交通指導員連合会総会(5月)
 - 彩の国コミュニティ協議会定期総会(6月)
 - 埼玉県地域交通安全活動推進委員協議会連合会総会(6月)
 - 埼玉県バス協会通常総会(6月)、同表彰式(12月、2月)
 - 埼玉県道路使用適正化協会総会(6月)
 - 埼玉県自転車安全教育推進委員会(6月)
 - 彩の国さいたま「愛の血液助け合いの集い」(7月)
 - 埼玉県犯罪被害者支援推進協議会定期総会(11月)
 - 埼玉県犯罪被害者支援県民の集い(12月)
- (13) 関係団体への支援
- ① 埼玉県犯罪被害者援助センターの被害者援助活動を支援した(8月)。
 - ② 交通遺児等援護「100円募金」活動(11月、12月)に協力を呼びかけるとともに、

交通遺児援護事業に寄付した（11月）。

(14) 地域ボランティア団体等の自主的活動の支援

- ① 各地区における交通安全活動を推進するため、運転免許センター、再交付・国外運転免許センター及び39警察署の各支所等に県協会職員を置いて、各種の支援事務を行ったほか、地区交通安全協会が実施するイベント、キャンペーン、講習会、安全大会等の支援や活動に使用する資器材等の配布支援を行った（通年）。
- ② 不特定多数者に対する交通関係の案内、手続き方法の教示を通じて、交通安全活動意識の醸成とボランティア団体への入会事務を実施した（通年）。
- ③ 地区のボランティアを束ねている地区交通安全協会の自主的安全活動の企画・立案とその実践活動を支援するなど、交通安全ボランティア団体等の活動を支援した（通年）。

(15) 交通安全活動に貢献した功労者・団体等の表彰

- ① 多年にわたり交通安全活動に貢献した交通安全功労者、他の運転者の模範となり、交通安全に功績のあった優良運転者、交通事故防止に顕著な功績のあった優良団体等を県警察とともに表彰した（1月、9月）。

○ 警察庁長官・全日本交通安全協会会長表彰

交通栄誉章「緑十字金章」 7人（交通功労者 5人
優良安全運転管理者 1人
優良運転者 1人）
交通栄誉章「緑十字銀章」 32人（交通功労者 19人 優良運転者 9人
優良安全運転管理者 4人）
交通栄誉章「緑十字銅章」 307人（交通功労者 145人 優良運転者 143人
優良安全運転管理者 19人）
交通安全優良団体 1団体 優良交通安全協会 1協会
交通安全優良事業所 3事業所 優良安全運転管理者協会 1協会
交通安全優良学校 1校

○ 関東管区警察局長・関東交通安全協会連合会長表彰

交通功労者 22人 優良運転者 27人
交通安全功労団体 3団体 優良交通安全協会 3協会
交通安全優良事業所 1事業所 優良交通安全協会職員 6人

○ 埼玉県警察本部長・埼玉県交通安全協会会長表彰

交通功労者 194人 優良運転者 205人
交通安全優良団体 2団体 交通安全優良事業所 3事業所
交通安全優良学校 13校 優良交通安全協会 5協会

- ② 県警察とともに、交通安全活動が優秀な地区交通安全協会を表彰した（3月）。

(16) その他

ア 県からの受託事業等

地方自治法第234条第1項に基づき県が委託する次の業務を受託して、的確に推進した。

- ① 自動車保管場所証明等事務業務
- ② 道路使用に関する調査業務
- ③ 運転免許関係業務
- ④ 警察署等における更新時講習業務
- ⑤ 原付講習業務
- ⑥ 警察庁規制データ等入力関係事務業務
- ⑦ 地域交通安全活動推進委員講習等業務

イ 協会自主事業等

① 交通安全資器材等の普及と来庁者の利便を図る事業

○ 免許証郵送業務

運転免許証の経由地更新及び国外運転免許証を郵送する業務を行った。

○ 運転記録証明書及び無事故・無違反証明書の取得に関する勸奨業務

自動車安全運転センター埼玉県事務所から受託して、利用者の利便を図った。

○ 売店業務

運転免許センターの免許関係来庁者に対する利便向上のため、飲食品、交通安全グッズ、試験問題集等を販売するサービスを提供した。

○ 写真撮影業務

運転免許センター及び再交付・国外運転免許センターの免許関係来庁者に対する利便向上のため、スピード写真撮影装置を設置してサービスを提供した。

○ 反射材斡旋業務

夜間における交通事故を防止するために有効な各種夜光、反射材の普及、斡旋の業務を行った。

○ 埼玉県交通会館の維持管理と効果的な運営業務

埼玉県交通会館を運営して一般社団法人埼玉県バス協会、一般社団法人埼玉県安全運転管理者協会に賃貸し、公益目的事業を推進する団体の活動に寄与した。

② 県収入証紙の売さばきによる県民サービス事業

埼玉県証紙条例第6条に基づく知事の指定する指定売さばき人として収入証

紙を販売し、行政手続きの申請等に係る使用料又は手数料を納入する県民への利便を図った。

2 創立70周年記念事業

(1) 記念式典の開催

昭和24年4月28日に当協会の前身である「埼玉県交通安全協会連合会」が創立され、平成31年4月で創立70周年を迎えることから、多くの来賓、関係者を迎え、創立70周年記念式典を開催した。記念式典では、交通安全功労者の表彰、交通安全国民運動中央大会における受賞者の紹介、交通安全決意表明を行い、交通安全意識の高揚を図った(1月)。

(2) 記念誌の出版

創立70周年を記念し、記念事業のひとつとして記念誌「70年の歩み」を発刊した(3月)。

3 その他の活動

(1) 交通安全協会の組織・活動基盤の整備充実

- ① 効果的な広報、啓発活動を行うため、埼玉県交通安全協会のホームページの内容を随時更新し、掲示した。
- ② 交通安全協会協賛店(県内754店舗、県外41店舗)制度の充実と協賛店案内の配布により、交通安全の輪の拡大を図った。

(2) 会議の開催

ア 理事会

- ① 交通会館5階会議室において第1回理事会を開催し、平成29年度事業報告及び決算報告、公益目的支出計画実施報告、理事の退任等に伴う後任理事・監事候補者の選出及び一部の評議員の退任に伴う後任候補者の選出、平成30年度定時評議員会の招集等について審議・決議した(6月)。
- ② ラフレさいたまにおいて第2回理事会を開催し、欠員となっていた副会長の選定について審議・決議した(6月)。
- ③ 交通会館5階会議室において第3回理事会を開催し、会長・支所長会議の開催等について審議・決議した(9月)。
- ④ 交通会館5階会議室において第4回理事会を開催し、平成31年度事業計画(案)及び収支予算(案)等について審議した(3月)。

イ 評議員会

ラフレさいたまにおいて平成30年度定時評議員会を開催し、平成29年度事業報告及び決算報告、理事、監事及び評議員の選任等について審議・決議するとともに、平成30年度事業計画及び収支予算等を報告した(6月)。

ウ 支所長会議

プリムローズ有朋において支所長会議を開催して、当面の諸課題について協議した（7月、2月）。

エ 会長・支所長（事務局長）合同会議

パレスホテル大宮において会長・支所長（事務局長）合同会議を開催して、当面の諸課題について協議した（11月）。

(3) 研修会の開催

- ① 新規採用職員研修会（3月）
- ② 車庫・道路使用調査員研修会（10月）
- ③ 支所職員研修会（11月）
- ④ 電算操作員研修会（11月）